

住宅市街地整備ハンドブック 2019 内容一部訂正のお知らせ

らせ

令和元年 7 月に出版いたしました「住宅市街地ハンドブック 2019」につきまして、国交省より以下の修正通知がありました。

下線部を修正しています。ご確認下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

住宅・建築物耐震改修事業に関するQ&A

Ⅲ. 耐震改修又は建替えに関する事業について

1, 全般的な内容について

433 頁

Q3-1：建築設備の耐震改修工事やガラスの飛散防止等の工事などは交付対象となるか。

A：交付対象となる工事及びその費用は、耐震性能の向上に寄与する工事及び付帯工事（耐震改修に起因して発生する工事）に要する費用です。平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項）の耐震改修の指針に、平成 25 年国土交通省告示第 1055 号による改正以前まで掲げられていた工事（ガラス、エレベーター、瓦ほかの屋根葺き材等の非構造部材を含む。）に要する費用や、地震時管制運転装置の設置等の地震に対する安全性を高めるために要する費用も、耐震性能の向上に寄与する工事と併せて実施される場合、対象となりえます。

ただし、住宅・建築物の耐震改修に係る費用との合計が、交付要綱に基づく交付限度額を超えないこととします。

平成 25 年度から、一定の要件に適合する天井、エレベーター等の改修を単独で行う場合も交付対象とし、また、天井の改修を耐震性能の向上に寄与する工事と併せて実施される場合には交付限度額を引き上げています。

※エレベーター等・・・削除

※（戸開走行保護装置の設置を含む。）・・・削除

5, 天井の耐震改修、エレベーターの防災対策改修等について

437 頁

Q3-20：エレベーターの防災対策改修は必ず年度内に改修を終えなければ交付対象にならないのか。

※全ての項目について・・・削除

Q3-21：古いエレベーターを現行基準に適合させる場合、制御系統のリニューアルやガイドレールの取り替え等が必要な場合がある。このようなリニューアル等に併せて、エレベーター防災対策改修を実施する場合、交付の対象となるか。

A：リニューアル等に併せて実施する場合も交付対象とすることができます。ただし、交付対象額は防災対策改修に要する費用相当分となります。

※合わせて・・・削除

※の5項目・・・削除

※A:確認申請を必要とする場合を除き、防災対策改修に揚げられた5点の全ての項目について、改修後に現行法規に適合すれば交付対象となります。ただし、防災対策改修以外の工事費は交付対象となりません。・・・削除

Q3-22：エレベーターの防災対策改修（十号）の要件である「防災対策改修の結果、改修の内容について、エレベーターが安全な構造となること。」とは。

A：エレベーターの防災対策改修に揚げられた5点（地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策及び主要な支持部分の構造）のうち未改修部分の対策を行い、改修後に、改修を行った項目について現行法規に適合させることを指します。

※P 波感知型・・・削除

※これら全ての・・・削除

※改修の結果、当該規定を満たさない部分がある場合、交付対象とすることができません。・・・削除